

デリバティブの祝日取引制度導入に伴う業務規程等の一部改正について

2022年4月28日
株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、本年9月21日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、デリバティブの祝日取引制度導入に伴い、所要の対応を行うものです。

II. 改正概要

1. 基本的事項

(1) 祝日取引及び祝日取引実施日

- ・ 土曜日、日曜日及び1月1日を除く全ての休業日のうち、株式会社日本取引所グループ及びその子会社（当社を含む）におけるシステム稼働等のため当社が必要と判断する日並びにリスク管理の観点から当社が取引を行わないことが適當と判断する日を除外して当社が定める日（以下「祝日取引実施日」といいます。）に、立会（以下「祝日取引」といいます。）を行います。
- ・ 祝日取引に係る立会の区分及び時間は、祝日取引実施日直前の平日（以下「祝日前営業日」といいます。）に開始する夜間立会及び祝日取引実施日直後の平日（以下「祝日翌営業日」といいます。）の日中立会と同一とします。
- ・ 每年2月に翌年1年間の祝日取引実施日（予定）を公表し、6月及び12月の各月において翌年の上半年期及び下半期の実施日（確定）を公表することとします。

(2) 祝日取引の対象商品

- ・ 祝日取引の対象商品は、取引の対象物品等の種類ごとに当社が定めるものとします。なお、祝日取引開始時においては、当社の上場商品すべてを祝日取引の対象とします。
- ・ 祝日取引の対象商品となる対象物品等のうち、取引管理上の理由その他やむを得ない理由により、当社が祝日取引を行うことが適當でないと認めた対象物品等は、祝日取引の対象商品から除外する

（備考）

・ 業務規程第8条
第2項第2号

・ 業務規程第5条
第3項

・ 業務規程第95条
第1項第2号

・ 業務規程第12条
第2項

・ 業務規程第12条
第3項

こととします。

(3) 祝日取引への参加方法

- ・祝日取引に参加する取引参加者（以下「祝日取引参加者」といいます。）は、当社の祝日取引制度への参加についてあらかじめ当社に届出を行うものとします。

2. 取引制度関係

(1) 取引制度全般

- ・祝日取引における取引制度（対象市場、立会時間及び注文受付時間を含む）は、原則として平日における取扱いと同様とします。

※ 立会外取引、EFP 取引及び EFS 取引も行います。

(2) 指定期間条件付注文の取扱い

- ・祝日取引に参加しない取引参加者が祝日前営業日までに発注を行った指定期間条件付注文（以下「GTC・GTD 注文」といいます。）は、祝日取引の対象商品であるかどうかにかかわらず、祝日前営業日に開始する夜間立会の終了後から祝日取引開始前までの間に失効し、また、祝日取引参加者の GTC・GTD 注文に関しても、祝日取引終了後から祝日翌営業日の日中立会開始前までの間に失効するものとします。

(3) 即時約定可能値幅の発動に伴う取引の中止時間

- ・祝日取引における即時約定可能値幅の発動に伴う取引の中止時間は、原則として 60 秒間とします。

3. その他

- ・その他所要の改正を行うものとします。

III. 施行日

- ・2022 年 9 月 21 日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2022 年 9 月 21 日に施行することが適当でない場合には、主務大臣と協議の上、当該事由が解消した日から三月以内において別に定める日から施行します。

以上